

令和7年1月24日

各位

国立大学法人高知大学長
受田 浩之

懲戒処分の公表について

ハラスメント行為を行った本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。教職員に対するより一層の意識啓発を図り、再発の防止に努める所存です。

記

1. 被処分者
教員（男性、50歳代）

2. 処分内容
停職5日

3. 事案の概要

被処分者は、同じ部署に所属する教員に対し、同人及びその家族の人格を否定する言動を繰り返し行った。また、他大学の関係者に対し、当該教員を悪く印象付けるような行為をした。さらに、複数回にわたり、必要な説明を行うことなく、当該教員が関与する論文の共著者を変更することで、当該教員の研究者としての人格を傷付け、研究環境を害した。これらはハラスメント行為に当たるため、停職5日の処分とした。

4. 処分年月日
令和7年1月24日

以上

本件に対するお問い合わせ
高知大学総務部人事課長
三橋 敏朗
TEL 088-844-8775